

気候変動に関する枠組み条約(UNFCCC)
科学上及び技術上の助言に関する補助機関第 33 回会合(SBSTA33)
及び関連会合出席報告

独立行政法人 海洋研究開発機構・IPCC 貢献地球環境予測プロジェクト
近 藤 洋 輝

1. はじめに

平成 22 年 11 月 29～12 月 10 日の会期中、メキシコ・カンクンにおいて、2010 年国連気候変動会議として、以下の一連の会合が開かれた。

- ◆ 気候変動枠組条約(UNFCCC)第 16 回締約国会議 (COP16=16th Session of the Conference of the Parties)
- ◆ 科学上及び技術上の助言に関する補助機関第 33 回会合(SBSTA33=33rd Session of the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice)
- ◆ 実施に関する補助機関第 33 回会合(SBI33=33rd Session of the Subsidiary Body for Implementation)
- ◆ 京都議定書第 6 回締約国会合 (CMP6 or COP/MOP6 =6th Session of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol)
- ◆ 京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会(第 15 回会合 (AWG-KP15 = 15th Session of the Ad Hoc Working Group on Further Commitment for Annex I Parties under the Kyoto Protocol)
- ◆ 条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会第 13 回会合 (AWG-LCA13 = 13th Session of the Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action under Convention)

COP および SBSTA では、UNFCCC に関わる審議を継続的に行っている。AWG-LCA と AWG-KP では、それぞれ、COP、CMP の下で、ポスト京都(2013 年以降)の気候変動に関する国際枠組みに係る交渉の審議が継続的に行われた。

上記のほかにも会期中に、さまざまなサイド・イベントや、SBSTA の対話イベント、小会議などが開催された。

SBSTA では、UNFCCC 第 5 条の「研究と組織的観測」を議題として、この数年、年なかばの SBSTA で「研究」を、年末の SBSTA で「組織的観測」を交互に議論の対象としてきている。昨年が例外的な扱いであったが、今回の SBSTA33 では、上記を議題 5 として本来の順番で、「組織的観測」について議論されることになった。この議題については、文部科学省(近藤、楠原)、気象庁(中本)、環境省(松沢)が対応した。

文部科学省からは、同省参与としての小職と研究開発局環境エネルギー課楠原課長補佐が出席した。小職は国連気候変動会議の会期全期間に渡り、SBSTA33 の上記関係部分(議題 5 の討論全てと、全体会合での関係部分)、及び、関連のイベント・会議に参加した。さらに、時間の合間に、日本政府の展示ブースで革新プログラムのパンフレットの説明など

対応にも当たった。以下、上記議題および関連するイベントに関し報告する。

2. 議題 6 (研究と組織的観測) に関連した審議

11月30日午後に、SBSTA全体会合がコナテ (**Mama Konaté <マリ>**) 議長により開会された。議題5に関しては、UNFCCCの議題5に関連するサイド・イベント「得られはじめた科学的知見と研究成果に関する最新情報」が紹介され、同イベントへの参加が呼びかけられた。また、組織的観測についてGCOS (WMO)、GTOS (FAO)、CEOS (ブラジル)、GOOS (UNESCO/IOC) からGCOS実施計画の進捗状況の報告があったほか、小島嶼国連合 (グラナダ)、EU (フランス)、スイス、ノルウェー、日本からコメントがあった。

グラナダ：GCOSの新たな実施計画については、条約下における支援が必要である。

フランス：GMES、GEOS、GFCSに関してEUが先導的な役割を果たすこと等が述べられた。

スイスは：気候に関する歴史的データのデジタル化が重要性であることを述べた。

日本：楠原課長補佐から、GCOSの実施に関連して、GOSATや民間航空機による観測に関わる活動について報告がなされた。

以上の報告に基づき、議長は、研究と組織的観測に関して、**レズネル(Stefan Rösner, ドイツ)**及び**ロール (Arthur Rolle, バハマ)**を共同座長として**非公式協議 (Informal Consultation)**を行うことを提案して了承された。

非公式協議では、GOOS 及びそれに関連した実施計画に基づき協議を行った。その結果：

- 地域センターや GCOS 実施計画を通しての活動の連携を奨励する。
- 解析や再解析の基盤としての、歴史的データの重要性を認識し、そのデータ・レスキューとデジタル化を増強する活動を進め、国際的な連携を図ることを奨励する。
- GCOS 等の観測システムやそれに関連する組織、締約国による将来方針によって**途上国の気候観測や能力開発**が支援されることを歓迎する。
- GCOS の気候観測システムはすべて気候サービスのための**世界的枠組み(GFCS = Global Framework for Climate)**の構成要素であり、それらの強化をよびかける。
- SBI、AWG-LCA に対し、途上国において気候観測システムで**必要とする資金**について検討することをよびかける。

ことを主な内容とする**結論文書 (Conclusion)**の最終案に合意した。

12月4日、SBSTA全体会合が開かれ、議題5の非公式協議の結果が共同座長から報告され、結論文書(FCCC/SBSTA/2010/L.22)は特段の異論もなく採択された。

3. 関連のイベント等

- ### 3. 1 UNFCCC 主催のイベント：「得られはじめた科学的知見と研究成果に関する最新情報」：

ESSP/WCRP、ESSP/ウズホール海洋研究所、IAI、FP7、IPCC から最新の情報が提供された。

コテナ **SBSTA 議長**は、情報提供に感謝を述べ、締約国との対話の継続の重要性を述べるとともに、次回の 2011 年 6 月の SBSTA34 で開催される、**科学的知見・研究成果に関するワークショップ**の意義を強調した。

フィゲレス(**Christiana Figueres**)**UNFCCC 事務局長**からは、科学界からの情報提供に感謝するとともに、気候変動に関して困難な交渉が進行中であり、また科学に対する攻撃などが出る中で、一般大衆、国、及び国際間の各レベルで、それぞれ科学の重要性を浸透させ、社会にそれを適用する必要性を強調した。

以下主な内容は：

- ✓ 「地球変動プログラムによる研究最新情報- 政策決定者に向けた地域的な気候の知見」：地球システム科学パートナーシップ (ESSP)*代表：アスラー (Chassem Asrar) WCRP 事務局長
- ✓ 「温室効果ガスの最近の排出・吸収と将来の排出パスウェイへの影響に関する最新の知見」：ESSP 代表：ホートン (Ricard Houghton) ウズホール海洋研究所副部長
- ✓ 「気候変動下での中米・カリブのハリケーンと沿岸地域の脆弱性：米州における研究協力」：地球変動米州研究所 (IAI=Inter-American Institute for Global Change Research) 代表：リユー (Kam-biu Liu) ルイジアナ州立大学海洋・沿岸科学部教授
- ✓ 「海洋酸性化に関する最新の情報」：ヨーロッパ第 7 期研究枠組みプログラム (FP7 = 7 th Research Framework Programme) 代表：リピアトウ (Elisabeth Lipiatou) EC/気候変動・環境リスク部長
- ✓ 「新シナリオの開発最新情報」：IPCC 代表：バン・イパーセル (Jean Pascal van Ypersele) IPCC 副議長及びピックス (Ramón Pichs) IPCC/WG 共同議長

3. 2 WMO、FAO、ICSU、UNEP、UNESCO/IOC 主催のイベント：「UNFCCC に向けた組織的観測」：

WMO のジャロー (**Michel Jarau**) **事務局長**は開会にあたり、全般的な見解として、気候変動の把握・理解を改善するためには、組織的観測がきわめて重要であることを強調した。

主な内容は：

- ✓ 「全球的観測システム間の協力」：シモンズ (Adrian Simmons) GCOS 推進委員会委員長
- ✓ 「大気観測—エアロゾルとオゾン」：シモンズ GCOS 推進委員会委員長
- ✓ 「土地利用—土地変化」：ロー (Beberly Law) 全球陸域観測システム (GTOS=Global Terrestrial Observing System) 議長
- ✓ 「気候変動への適応のための、組織的海洋観測のニーズ」：アルバーソン (Keith Alverson) 全球海洋観測システム (GOOS) 事務局長

3. 3 その他の会議・イベント

ナイロビ・作業計画フォーカルポイント・フォーラム：

小職は、日本からのモデリングに関するフォーカルポイントとして参加し、途上国の適応研究にむけてのモデル研究成果からの連携・協力活動について報告を行った。

英国ハドレーセンター：「不確実で複雑な気候に直面している政策決定」のサイド・イベント：

1. 観測からの気候変動の最新兆候
 2. 気候システムにおいて、脆弱性の可能性がある分野に関する最新の知見
 3. 地球システムモデルを用いた、政策への助言としての最新科学
- という内容で開催した

カリブ海地域気候変動センター(CCCCC=Caribbean Community Climate Change Centre)による、「カリブ地域の脆弱性」が開かれた。共生、革新の両プロジェクトを通して適応研究に協力してきた組織のサイド・イベントということから参加した。

その他、国際科学会議(ICSU=International Council for Science)による、「得られはじめた科学的知見および進行中の研究界との対話」や、IPCCによる、最近の成果についてのサイド・イベントがあった。IPCCのイベントでは、WG1に関してプレゼンを予定していたストック共同議長が欠席であったことなどから参加を見合わせた。

4. ポスト京都を巡る交渉

以下、主に公電による：

4. 1 全体の概要

主に前半に行われた事務レベルの交渉（条約作業部会（AWG-LCA）及び議定書作業部会（AWG-KP））を経て、7～10日のハイレベル・セグメントに参加した首脳・閣僚間でさらに協議を重ねた結果、COP及びCMPの一連の決定が採択された。

4. 2. 日本政府の対応

(1) 日本政府は、COP15で作成された「コペンハーゲン合意」を踏まえ、米国・中国を含む全ての主要排出国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みを構築する新しい一つの包括的な法的文書の早急な採択を目標とし、これに向けた一里塚となるよう、先進国と途上国の排出削減（緩和）と資金等の支援との間のバランスのとれたCOP決定の作成を目指した。途上国から先進国に対しては、京都議定書の第二約束期間の設定に関する強い要求があったが、先進国のみに義務を課し、米国の参加も見込めない京都議定書は、世界規模の温室効果ガス排出削減につながらないことから、我が国は第二約束期間の設定に反対する立場を貫き、粘り

強く交渉した。松本環境大臣による演説等を通じて、京都議定書第二約束期間に関する我が国の立場を改めて述べたほか、坂場 COP16 担当大使名の書簡もフィゲレス条約事務局長宛に送付した。

(2) 松本環境大臣、山花外務大臣政務官、田嶋経済産業大臣政務官及び田名部農林水産大臣政務官は、会合期間中に各国と精力的に二国間会談を行い、改めて日本の立場を説明して理解を求めると共に、会合の成功に向けた連携を確認した。また、途上国との会談では、短期資金を含む日本の支援に対する謝意が示された。

(3) AWG-LCA では、共有のビジョン、先進国・途上国の緩和の約束・行動及びその透明性の確保、適応（気候変動の悪影響への対策）、資金支援、技術移転、キャンペーンビルディング、炭素市場、REDD+（途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等）、対応措置、分野別アプローチ（農業・国際バンカー油）について議論した。

(4) AWG-KP では、先進国の削減目標、森林等吸収源（LULUCF）、市場メカニズムの活用、対象ガス等について議論した。森林経営の今後の検討方法を決定した森林等吸収源を除き、あまり各論に進展は見られなかった。

4.3 主要な結論

COP では、決議 1/CP16 が採択された。

- ◆ 「コペンハーゲン合意」に基づく、2013 年以降の国際的な法的枠組みの基礎になり得る、包括的でバランスの取れた決定となった。
- ◆ その一部として、同合意の下に先進国及び途上国が提出した排出削減目標(Emission Pledges)等を国連の文書としてまとめた上で、これらの目標等を COP として留意することとなった。
- ◆ AWG-LCA では、さらに一年間作業を継続することが決定された。

CMP では、決議 1/CMP16 が採択された。

- ◆ 京都議定書第二約束期間(2013 年以降の期間)に対する各国の立場を害しない旨脚注で明記しつつ、COP と同様に先進国の排出削減目標をまとめた文書に留意することとなった。
- ◆ AWG-KP の作業の成果を踏まえ、今後の交渉の土台となる文書が作成された。
- ◆ AWG-KP での作業も引き続き継続される。

今後は、COP17・CMP7(2011 年末に南アフリカ・ダーバンで開催予定)に向け、AWG-LCA および、AWG-KP 作業部会において COP16・CMP6 での合意内容を基礎とした交渉を続けることとなった。

所感

SBSTA の議題「研究と組織的観測」では、今回は、組織的観測を対象とする番であったが、議論はおおむね建設的であった。ただ、協議を要したのは、途上国が「観測システムに必要とする資金」をこの議題のもとで検討することを求めたため、SBSTA の対象ではないという立場から、日本など、先進国側は異議を唱え、関係者で別途討論した結果、SBI や、COP のもとでの将来に対する作業部会である AWG-LCA で検討してもらうことを呼びかけるという形で、合意に達した。

関連するいくつかのイベントでは、想定どおり、CMIP5 の主要な結果に関する新たな科学的知見はまだどこからも出てこなかった。

今回は、コペンハーゲンでの混乱に近い状況を避けるため、開催・議長国メキシコは、議事の除外なしの開かれた議論をすること (Inclusiveness) や議論の過程が見えるよう透明性を確保すること (Transparency) を重視し、上記の 2 つの単語をことあるごとに確認しながら議事を進めた。また、北・中・南米大陸の原住民など代表の人々に発言の場を設けるなど、マイノリティの人々に対する気遣いが見られた。

会場が 2 箇所に分かれるなど、やや不便な環境ではあったが、シャトルバスのかなり頻繁な運用などもあり、コペンハーゲンで参加者が感じた不満や、議論におけるとげとげしい雰囲気はあまり感じられなかった。

コペンハーゲン合意に基づく、削減目標 (Emission Pledges) は、NGO である Climate Action Net Work (CAN) によれば*、これまでに、日本、EU の 27 メンバー国を始め、米国、中国、インドなど大多数の 138 カ国 (排出量で世界の 86.76%) が提出している。提出を拒否しているのは 8 カ国 (排出量で 2.09%) である (その他の国々は態度保留)。この意外な事実が、なんとか将来へのポスト京都の議論につながらせていると感じる。削減の基準年などは、統一されていないが、それにはこだわらず進めようという傾向もみられる。

*参照先：<http://www.usclimatenetwork.org/policy/copenhagen-accord-commitments#willengage>